



永田クラブ・経済研究会・消費者問題研究会へ資料配布

平成 27 年 12 月 24 日
内閣府消費者委員会事務局

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成 23 年 11 月 10 日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成 27 年 12 月 18 日の第 30 回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、12 月 22 日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の品目は、第 30 回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。

・素肌ウォーター

2. 上記品目については、平成 27 年 12 月 22 日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：平成 27 年 12 月 22 日付けで答申を行った品目

参 考：答申書

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：錦織・中島

【12月25日(金)18:15まで】

電 話：03 - 3507 - 9945

F A X：03 - 3507 - 9989

【12月28日(月)9:30以降】

電 話：03 - 3581 - 9380

F A X：03 - 3581 - 9476

(1)平成23年11月10日付消食表第442号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	素肌ウォーター	株式会社 資生堂	本品は、肌から水分を逃がしにくくするグルコシルセラミドを含んでいるので、肌が乾燥しがちな方に適しています。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。



府消委第342号

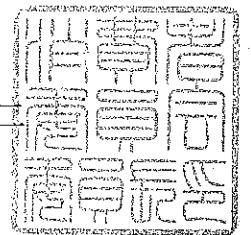
平成27年12月22日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正



答 申 書

平成23年11月10日付消食表第442号をもって諮問された品目のうち別添記載の品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成23年11月10日付消食表第442号をもって諮問された「素肌ウォーター」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

別添

(1)平成23年11月10日付消食表第442号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	素肌ウォーター	株式会社 資生堂	本品は、肌から水分を逃がしにくくするグルコシルセラミドを含んでいるので、肌が乾燥しがちな方に適しています。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。

平成 28 年 1 月 20 日
内閣府消費者委員会事務局

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成 26 年 7 月 31 日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成 27 年 12 月 18 日の第 30 回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、1 月 19 日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の品目は、第 30 回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・ヘルシア緑茶 a
2. 上記品目については、平成 28 年 1 月 19 日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：平成 28 年 1 月 19 日付けで答申を行った品目

参 考：答申書

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：錦織・中島

電 話：03 - 3581 - 9380

F A X：03 - 3581 - 9476

(1) 平成26年7月31日付消食表第172号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	ヘルシア緑茶a	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。

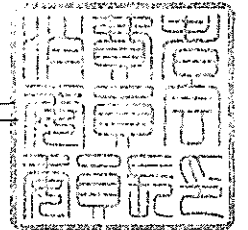
「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。



府消委第19号
平成28年1月19日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上正二



答 申 書

平成26年7月31日付消食表第172号をもって諮問された品目のうち別添記載の品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成26年7月31日付消食表第172号をもって諮問された「ヘルシア緑茶a」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

(1)平成26年7月31日付消食表第172号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	ヘルシア緑茶a	花王株式会社	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。